

第2章

障害のある人を取り巻く状況

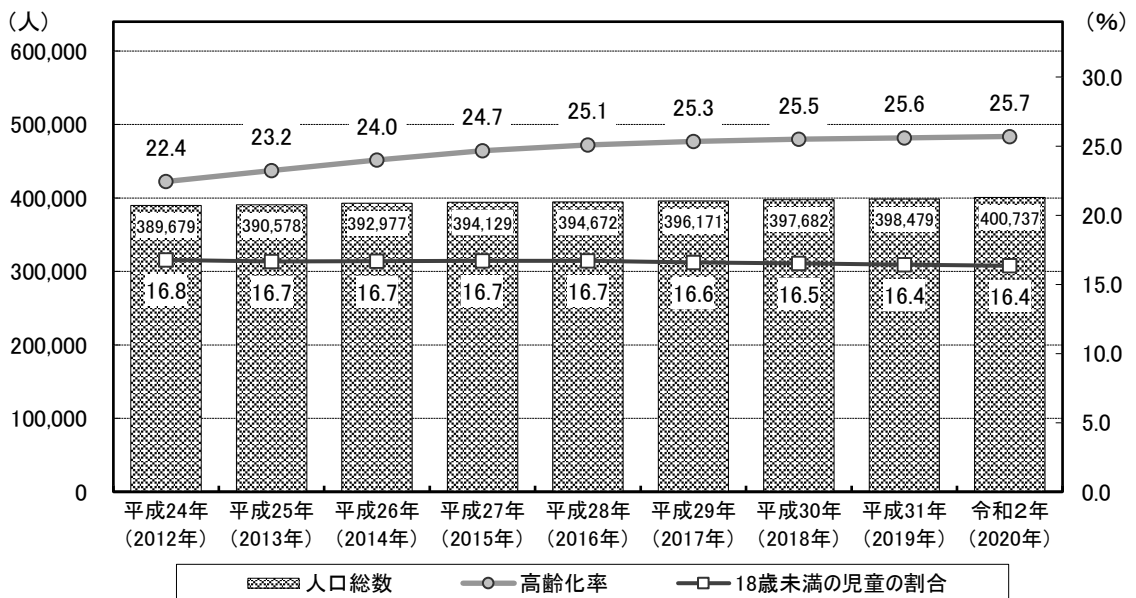
① 障害のある人の状況

(1) 総人口と高齢化等の状況

豊中市の総人口は、令和2年(2020年)4月現在400,737人(推計人口)で、平成17年(2005年)より少しずつ人口が増加しています。

また、年齢別人口構成については、令和2年(2020年)4月現在、65歳以上の高齢者の割合が25.7%、18歳未満の児童の割合が16.4%(住民基本台帳人口)となっています。

人口総数と年齢別構成の推移



※人口総数は、国勢調査及びそれに基づく各年4月1日現在の推計人口。

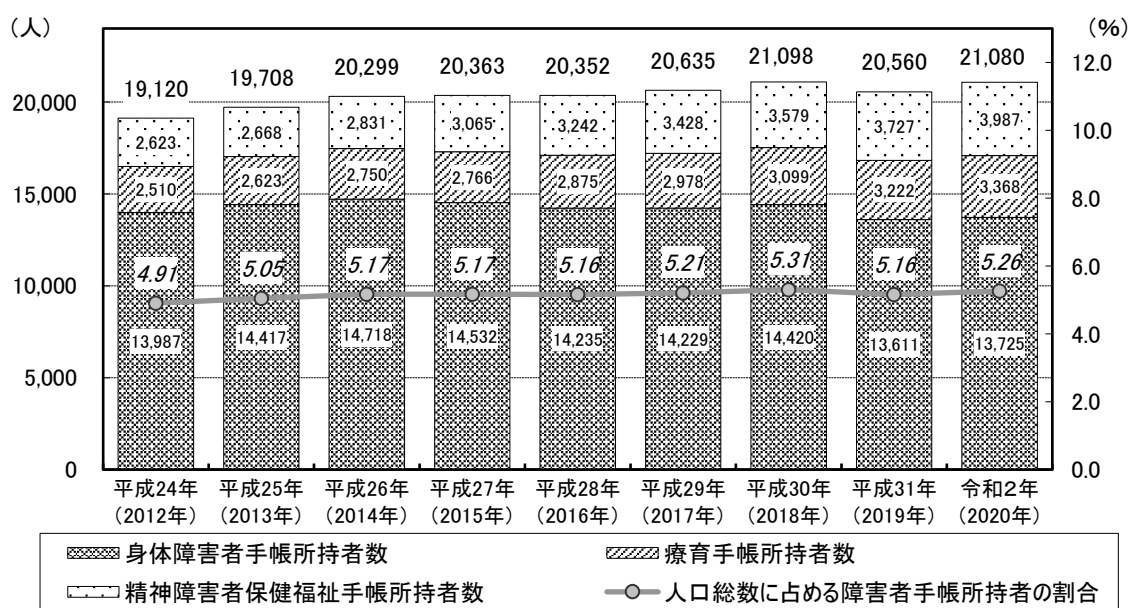
※高齢化率及び18歳未満の児童率は、住民基本台帳登録者数をもとに4月1日現在で算出。

(2) 障害のある人の状況

① 障害のある人の数

障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和2年(2020年)3月末現在で21,080人(重複所持者を含む)、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は5.26%となっています。

各障害者手帳所持者数の推移



※各障害者手帳所持者数は、各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

ア) 身体障害のある人

身体障害者手帳所持者数は、令和2年(2020年)3月末現在で13,725人となっています。障害の種類別にみると、肢体不自由、内部障害の順で多く、内部障害については長期的にみると増加傾向にあります。

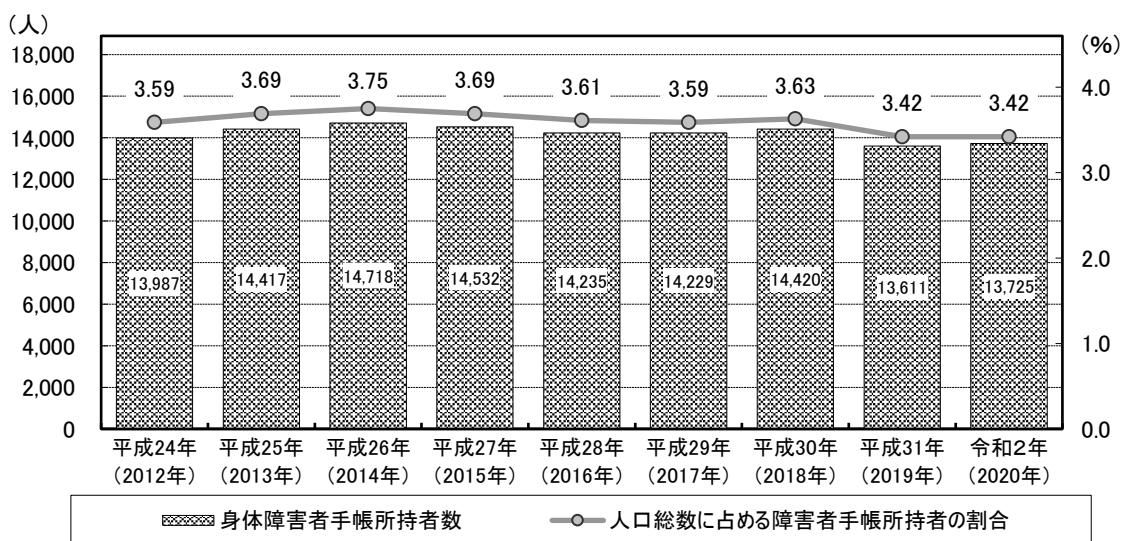
年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.92%にとどまり、65歳以上の人が73.88%となっています。

障害区分別・年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
平成24年(2012年)	13,987	981	1,003	277	7,854	3,872
平成25年(2013年)	14,417	951	1,045	282	8,161	3,978
平成26年(2014年)	14,718	933	1,061	277	8,321	4,126
平成27年(2015年)	14,532	886	1,070	277	8,194	4,105
平成28年(2016年)	14,235	860	1,055	268	7,935	4,117
平成29年(2017年)	14,229	858	1,054	267	7,849	4,201
平成30年(2018年)	14,420	847	1,073	275	7,902	4,323
平成31年(2019年)	13,611	823	1,017	252	7,357	4,162
令和2年(2020年)	13,725	841	1,031	259	7,301	4,293
0～17歳	264	10	22	3	184	45
18～39歳	588	45	49	13	341	140
40～64歳	2,733	160	161	138	1,498	776
65歳以上	10,140	626	799	105	5,278	3,332

※各年3月末現在

身体障害者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

イ) 知的障害のある人

療育手帳所持者数は、令和2年(2020年)3月末現在で3,368人と増加傾向にあります。障害程度別では、重度であるAが全体の45.16%を占めて多く、各等級とも近年大きく増加しています。

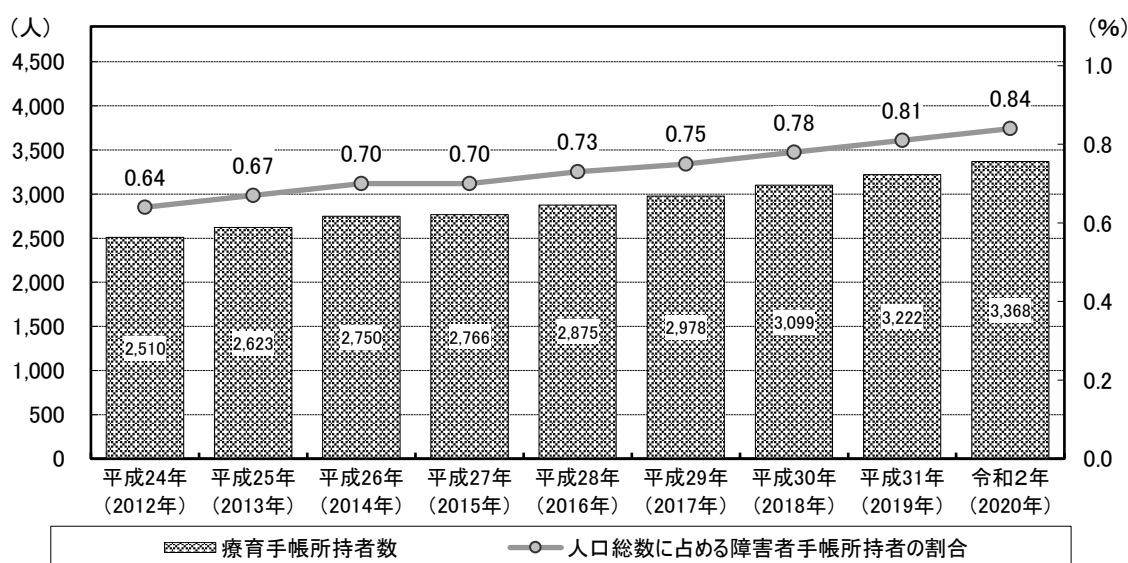
年齢別には、18歳未満の人が44.27%、18歳以上の人が55.73%となっています。

等級別・年齢別療育手帳所持者数

単位：人	総数	A	B1	B2
平成24年(2012年)	2,510	1,325	554	631
平成25年(2013年)	2,623	1,365	573	685
平成26年(2014年)	2,750	1,395	608	747
平成27年(2015年)	2,766	1,386	600	780
平成28年(2016年)	2,875	1,416	600	859
平成29年(2017年)	2,978	1,428	625	925
平成30年(2018年)	3,099	1,456	643	1,000
平成31年(2019年)	3,222	1,492	667	1,063
令和2年(2020年)	3,368	1,521	691	1,156
0～17歳	1,491	558	294	639
18～39歳	989	441	196	352
40～64歳	761	449	155	157
65歳以上	127	73	46	8

※各年3月末現在

療育手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

ウ) 精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年(2020年)3月末現在で3,987人と増加傾向にあります。障害等級別にみると、2級、3級所持者が近年大きく増加する一方、1級所持者は長期的にみると減少しています。

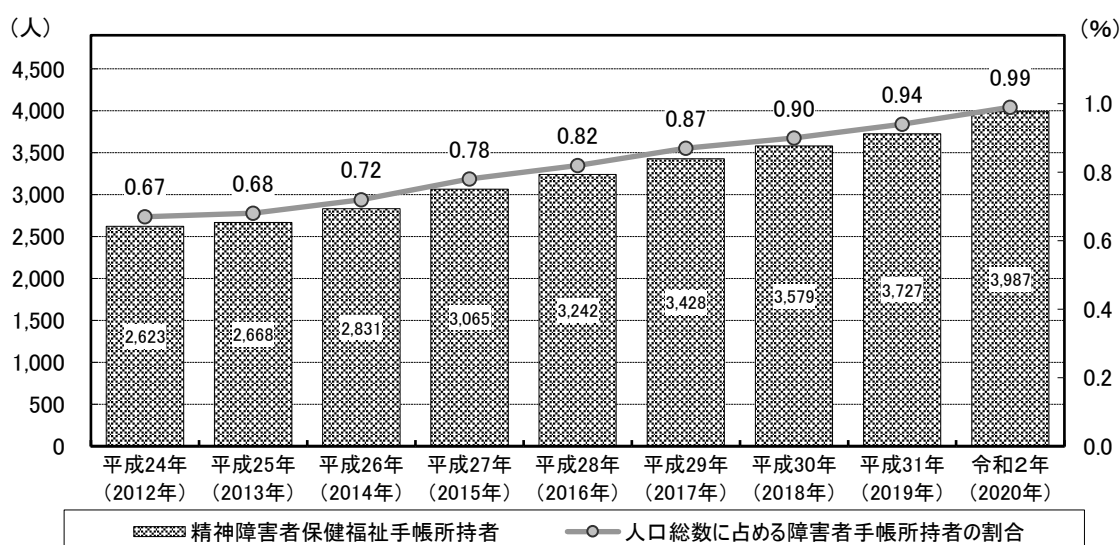
また、自立支援医療(精神通院)の受給者数は、令和2年(2020年)3月末現在で7,763人となっています。

等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人		総数	1級	2級	3級
平成24年(2012年)		2,623	403	1,775	445
平成25年(2013年)		2,668	373	1,823	472
平成26年(2014年)		2,831	362	1,956	513
平成27年(2015年)		3,065	362	2,102	601
平成28年(2016年)		3,242	319	2,223	700
平成29年(2017年)		3,428	317	2,296	815
平成30年(2018年)		3,579	292	2,379	908
平成31年(2019年)		3,727	286	2,359	1,082
令和2年(2020年)		3,987	291	2,452	1,244
	0～17歳	109	6	26	77
	18～39歳	895	26	491	378
	40～64歳	2,267	127	1,466	674
	65歳以上	716	132	469	115

※各年3月末現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

自立支援医療（精神通院）受給者数

単位：人		総数
平成24年(2012年)		4,925
平成25年(2013年)		5,406
平成26年(2014年)		5,821
平成27年(2015年)		6,082
平成28年(2016年)		6,591
平成29年(2017年)		6,874
平成30年(2018年)		7,058
平成31年(2019年)		7,442
令和2年(2020年)		7,763
	0～17歳	112
	18～64歳	6,035
	65歳以上	1,616

※各年3月末現在

エ) 難病のある人

難病のある人のうち、特定医療費（指定難病）受給者証の申請受付数の状況を見ると、平成24年度(2012年度)の2,810件から令和元年度(2019年度)の3,617件へ増加傾向にあります。

特定医療費（指定難病）受給者証申請受付数

単位：人	総数	新規申請	更新申請
平成24年度(2012年度)	2,810	427	2,383
平成25年度(2013年度)	3,001	465	2,536
平成26年度(2014年度)	3,135	434	2,701
平成27年度(2015年度)	3,371	644	2,727
平成28年度(2016年度)	3,553	598	2,955
平成29年度(2017年度)	3,711	548	3,163
平成30年度(2018年度)	3,528	518	3,010
令和元年度(2019年度)	3,617	539	3,078

※各年度末現在

※一人で複数疾患をもつ場合は延べ件数としている。また、一人で同じ年度に新規+更新申請している場合があるので、受付申請数=患者数ではない。

※平成27年(2015年)1月、難病法施行。

オ) 重症心身障害のある人

身体障害者手帳1・2級及び療育手帳Aを併せ持つ人の数は、令和2年(2020年)7月1日現在414人で、18～39歳が39.61%を占めています。

年齢別重症心身障害のある人

【令和元年(2019年)】

単位：人	総数	うち在宅の人	うち療養介護	うち施設入所
0～5歳	20	20	0	0
6～17歳	93	91	0	2
18～39歳	160	143	14	3
40～64歳	124	81	21	22
65歳以上	14	11	2	1
合計	411	346	37	28

※7月1日現在

【令和2年(2020年)】

単位：人	総数	うち在宅の人	うち療養介護	うち施設入所
0～5歳	21	21	0	0
6～17歳	85	84	0	1
18～39歳	164	149	12	3
40～64歳	131	91	18	22
65歳以上	13	10	2	1
合計	414	355	32	27

※7月1日現在

② 障害支援区分認定の実施状況

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の状況は、令和2年(2020年)3月末現在2,838人で、区分1の人を除いて増加する傾向にあります。

障害支援区分認定の状況

【平成30年(2018年)】

単位：人	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	2,619	78	521	580	405	404	631
身体障害者	839	26	76	146	90	125	376
知的障害者	1,028	21	121	168	233	245	240
精神障害者	739	29	323	262	82	32	11
難病患者	13	2	1	4	0	2	4

※3月末現在

【平成31年(2019年)】

単位：人	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	2,754	67	540	632	424	426	665
身体障害者	848	25	67	150	88	132	386
知的障害者	1,063	16	124	168	229	258	268
精神障害者	828	24	346	307	107	35	9
難病患者	15	2	3	7	0	1	2

※3月末現在

【令和2年(2020年)】

単位：人	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	2,838	60	543	655	472	428	680
身体障害者	823	24	61	144	93	120	381
知的障害者	1,119	13	129	181	251	265	280
精神障害者	874	21	350	322	126	40	15
難病患者	22	2	3	8	2	3	4

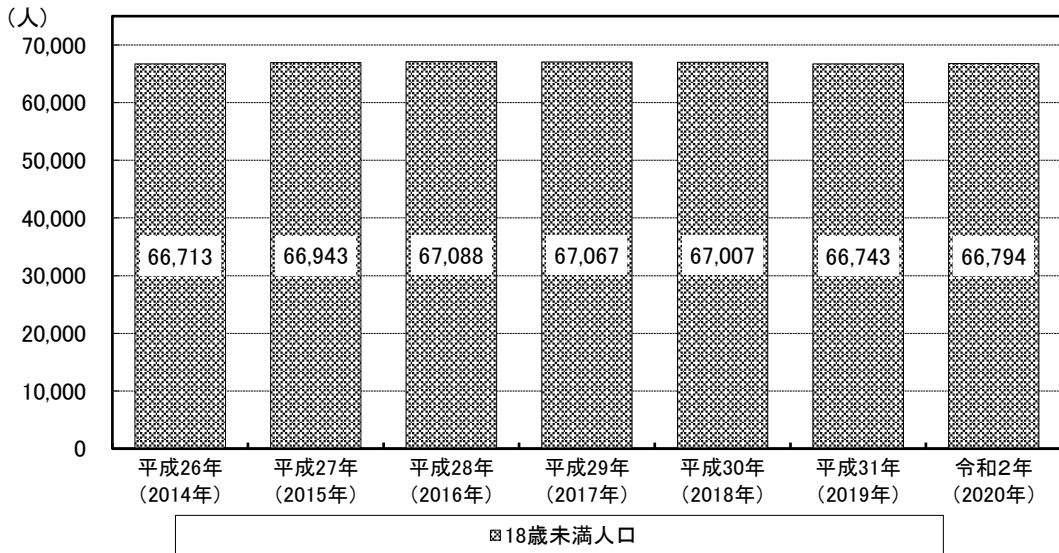
※3月末現在

(3) 障害のある子ども等の状況

① 18歳未満の人口

18歳未満の人口は、令和2年(2020年)4月現在66,794人(住民基本台帳人口)で、近年は横ばい状況にあります。

18歳未満人口の推移

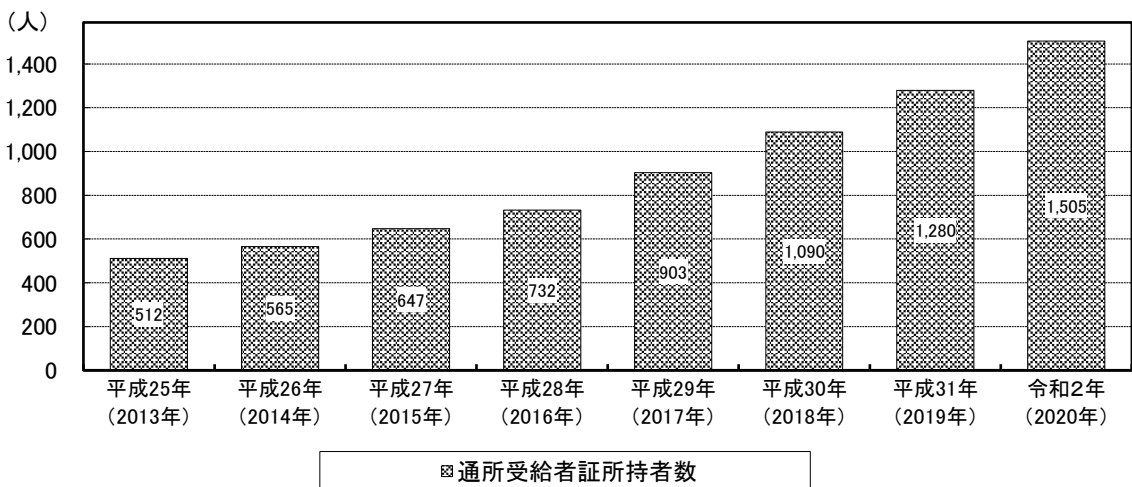


※住民基本台帳登録者数(4月1日現在)

② 通所受給者証所持者数

通所受給者証所持者数の推移の状況は年々増加を続け、令和2年(2020年)4月現在で1,505人となっています。

通所受給者証所持者数の推移

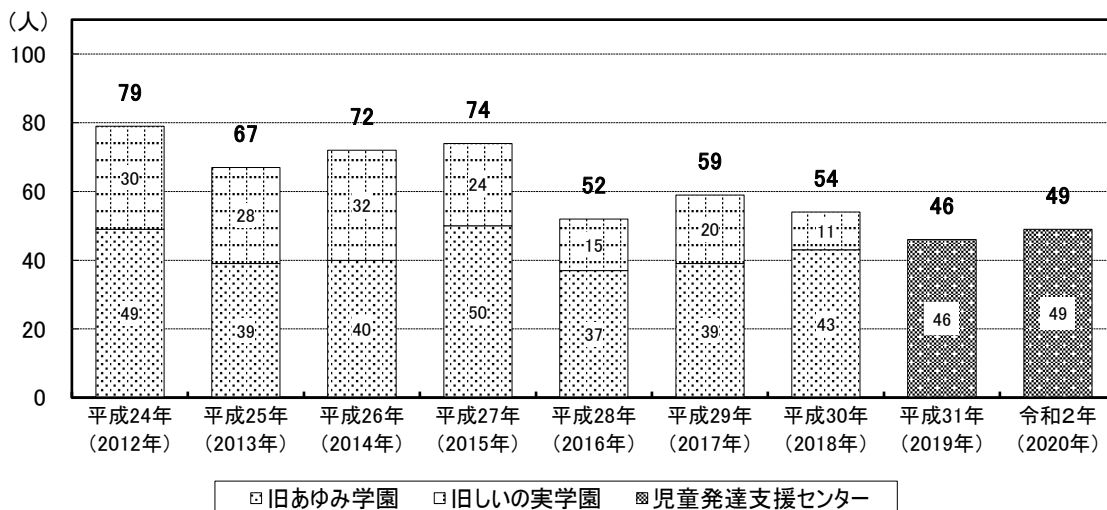


※各年3月末現在

③ 児童発達支援センター在籍数

児童発達支援センターの在籍児童数は、令和2年(2020年)4月現在49人で、長期的にみると減少傾向にあります。

市立児童発達支援センター（旧あゆみ学園・旧しいの実学園）在籍数の推移



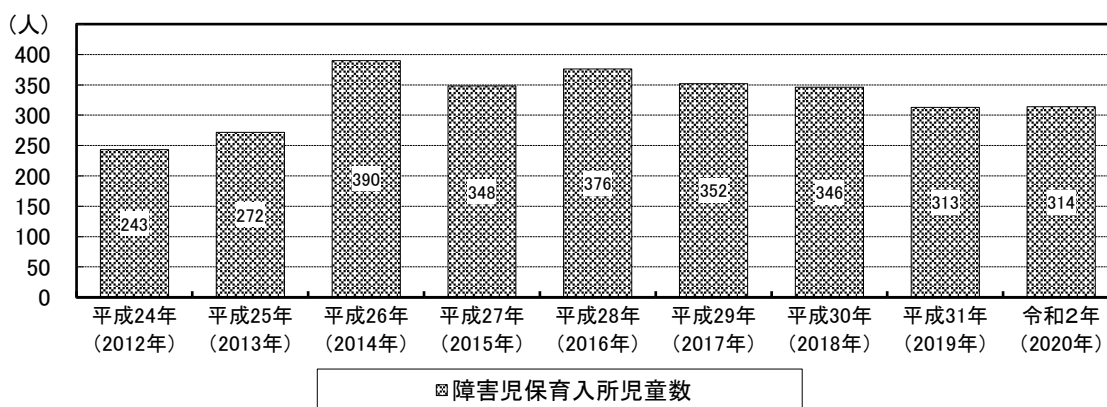
※各年4月1日現在

※児童発達支援センターあゆみ学園と医療型児童発達支援センターしいの実学園は令和元年度(2019年度)に児童発達支援センターに再編。児童発達支援事業あゆみ(単独通所)と児童発達支援センター児童発達支援事業(親子通所)の在籍児童総数。

④ 義務教育就学前施設における障害児保育入所児童数

認定こども園など、義務教育就学前(以下「就学前」とします。)の施設における障害のある入所児童数は、令和2年(2020年)4月現在314人となっています。

就学前施設における障害児保育入所児童数の推移



※各年4月1日現在

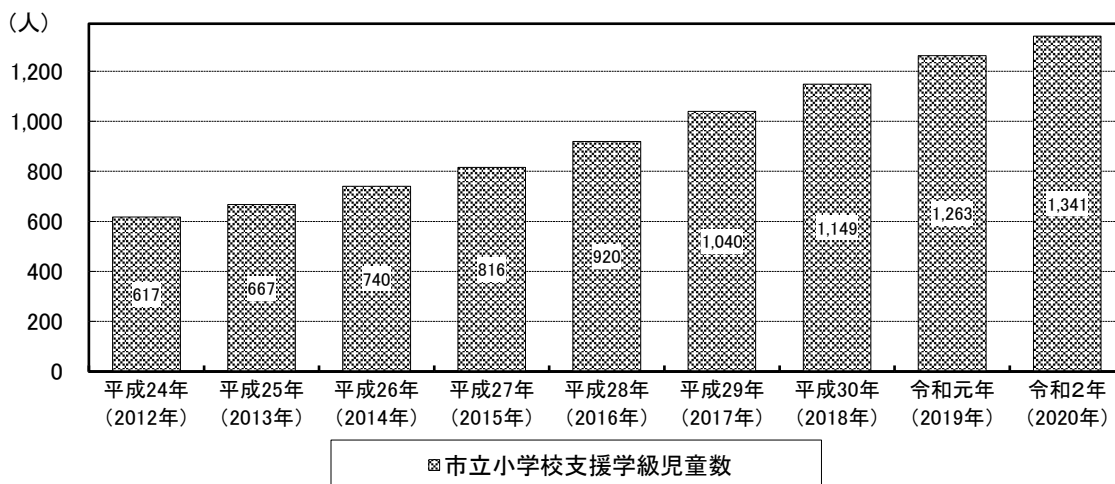
※平成26年度(2014年度)までは公立及び民間保育所の児童数と豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数の合計。平成27年度(2015年度)より、公立認定こども園及び民間保育所、私立認定こども園、私立幼稚園(新制度)の児童数と豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数の合計。

※令和2年(2020年)の児童数の内5名分は、豊中市私立幼稚園教育振興・子育て支援事業補助金<障害児保育助成金>の交付決定に基づく数値。

⑤ 市立小学校における支援学級児童数

市立小学校の支援学級に在籍する児童の人数は、令和2年(2020年)5月現在1,341人となっており、毎年増加しています。

市立小学校における支援学級児童数の推移

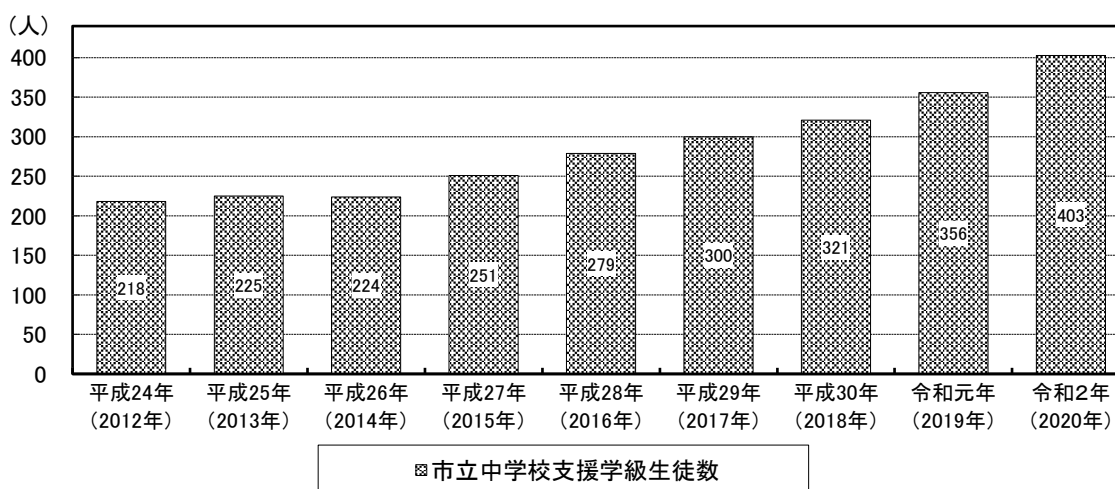


※各年5月1日現在

⑥ 市立中学校における支援学級生徒数

市立中学校の支援学級に在籍する生徒の人数は、令和2年(2020年)5月現在403人となっており、平成26年(2014年)以降増加しています。

市立中学校における支援学級生徒数の推移

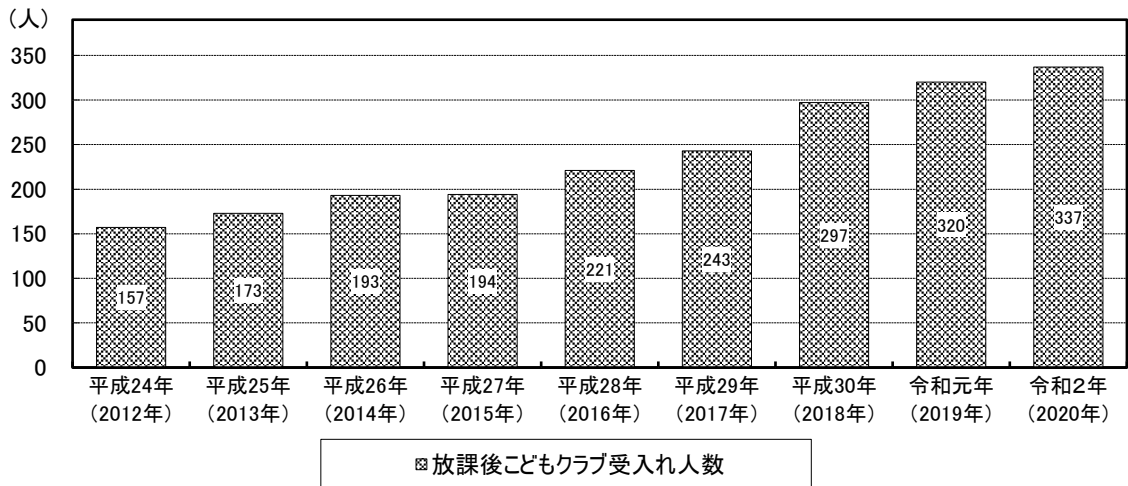


※各年5月1日現在

⑦ 放課後子どもクラブの障害児受入れ人数

放課後子どもクラブ（学童保育）で受け入れている障害のある児童の人数は、令和2年（2020年）5月現在337人となっており、毎年増加しています。

放課後子どもクラブの障害児受入れ人数（小学1年生～6年生）の推移



※各年5月1日現在

⑧ 市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校（高等部）卒業生の進路状況と卒業生見込み

市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校（高等部）において、令和2年（2020年）3月に卒業した生徒の進路状況と令和3年（2021年）以降の卒業生見込みは、下表のとおりです。

市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校（高等部）卒業生の進路状況

単位・人	市立中学校 支援学級卒業生	支援学校（高等部）卒業生		
		合計	豊中支援学校	箕面支援学校
進学	109	0	0	0
就労	0	2	1	1
就労移行支援	0	2	2	0
就労継続支援A型	0	0	0	0
就労継続支援B型	0	7	7	0
生活介護	0	17	12	5
自立訓練	0	9	9	0
訓練校	0	3	3	0
その他	1	0	0	0
計	110	40	34	6

※令和2年（2020年）3月

※市立中学校については豊中市教育委員会、支援学校は両支援学校からの提供。

※支援学校（高等部）卒業生は豊中市在住生徒を計上している。

卒業生見込み

単位：人	市立中学校 支援学級	支援学校（高等部）		
		合計	豊中支援学校	箕面支援学校
令和3年（2021年）3月	103	42	35	7
令和4年（2022年）3月	152	37	31	6
令和5年（2023年）3月	148	37	32	5

※市立中学校については豊中市教育委員会、支援学校は両支援学校からの提供。

※支援学校（高等部）卒業生は豊中市在住生徒を計上している。

(4) とよなか障害者就業・生活支援センターの就労支援事業の実施状況

とよなか障害者就業・生活支援センター、地域就労支援センターにおける就労支援事業の実施状況は下表のとおりです。

とよなか障害者就業・生活支援センターの就労支援事業の実施状況

単位：件		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
新規登録者数	身体	5	3	4	4	5
	知的	40	32	20	18	22
	精神	45	37	20	32	17
	計	90	72	44	54	44
職場実習者数	身体	7	3	2	10	5
	知的	44	37	22	29	28
	精神	36	46	31	58	28
	計	87	86	55	97	61
就職者数	身体	3	4	1	2	2
	知的	27	27	20	22	25
	精神	14	18	16	28	23
	計	44	49	37	52	50
相談支援件数	身体	420	277	416	135	125
	知的	4,638	4,048	2,549	1,671	1,791
	精神	2,492	2,501	2,091	1,171	1,220
	その他	182	43	57	20	0
	計	7,732	6,869	5,113	2,997	3,136

※とよなか障害者就業・生活支援センター資料

※障害のある人の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言・職場実習等のあっせんなど、障害のある人が就職や就職後の職場での安定を図るための必要な支援を行っている。また、雇用・福祉・教育等の各機関と連携しながら、障害者雇用について、事業主に対する相談を行っている。

※平成30年度(2018年度)から相談支援件数が減少しているのは、労働局の支援件数の取り方に関する指針が示されたことを受けて計上方法が変わったことによるものである。

地域就労支援センター・無料職業紹介事業の実施状況（障害のある人分）

単位：人	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
相談者実人数	133	107	126
就労者数	8	14	18

※豊中市地域就労支援センター・無料職業紹介所資料

② 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況

前計画においては、「生涯を通じた切れめのない相談支援体制の充実」、「障害児支援の提供体制の整備」、「一般就労への移行支援と工賃向上」、「多様な住まいの確保」、「障害者施設ネットワークの強化」、「地域生活への移行の支援」の6項目について、重点的に取り組むこととしました。

ここでは、前計画に示した重点取組の実施状況、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に係る国の基本指針で定められた令和2年度(2020年度)を目標年度とする数値目標の状況について記載します。

(1) 生涯を通じた切れめのない相談支援体制の充実

今後の施策推進に向けた課題	計画期間中の取組み状況
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の相談支援の件数、内容等を分析し、豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針の中の日常生活圏域を意識した担当地区の再検討を実施しました。 ○毎月の法律相談、学識経験者をアドバイザーとした事例検討を実施し、一事業所では対応困難な事例のバックアップを行いました。
各分野の相談支援機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校、支援学校との連携を密にし、移行がスムーズに行えるよう対応しました。また、関係機関との連携に関して、障害者施策へスムーズにつながるよう、様々な機会を通じて周知に努めました。 ○地域の会議等で支援手帳を周知し、利用のあっせんを行いました。さらに定期的なヒアリングを実施し、支援に切れめができないよう対応しました。
相談支援体制の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ、パンフレットの配布、地域ネットワーク会議への参加等を通じて相談支援体制を周知しました。

(2) 障害児支援の提供体制の整備

今後の施策推進に向けた課題	計画期間中の取組み状況
<p>障害のある子どもへの支援の充実に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○こども施策推進本部連絡会議児童発達支援検討部会において、児童発達支援センターを中心とした関係機関との連携のあり方について方向性を決定しました。 ○こども園、幼稚園等の保育士、公立小・中学校等の支援者を対象とした研修会を開催しました。 ○支援の質の向上等を目的とした豊中市障害児通所支援事業者連絡会の立ち上げを支援しました。 ○発達障害のある子どもの子育てを経験した保護者が、子どもの発達が気になる保護者等に向けて、経験談や情報提供等を行うペアレントメンター事業を行いました。 ○子どもの発達が気になる保護者を対象に、子育て発達支援プログラム（「ペアレント・プログラム」及び「ペアレント・トレーニング」）を実施しました。 ○平成31年(2019年)4月に豊中市医療的ケア児支援連絡会議を立ち上げ、現状把握及び課題の抽出を行い、連携の仕組みの見える化を進めました。 ○新型コロナウイルス感染症に関して、事業所や利用者の負担軽減のための支援策を実施しました。
<p>児童発達支援センターの機能再編及び整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成31年(2019年)4月にあゆみ学園及びしいの実学園の機能を再編し、また診療所を併設した児童発達支援センターを設置しました。 ○児童発達支援センターは、子どもの発達を初期段階から総合的に支援する市域の中核施設として、関係機関と連携しながら、児童発達支援事業、相談支援、診療所機能などの支援体制を拡充しました。 ○児童発達支援センターの「こども療育相談」の専門職が、保育所や学校等の子どもの所属先に訪問し、集団生活における支援方法の助言等を実施しました。 ○児童発達支援センターの「こども療育相談」や診療所が、障害福祉センターの発達障害者支援事業や機能訓練と連携し、対象児（者）の情報提供や支援の方向性について検討しました。

数値目標① 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	児童発達支援事業所 1か所 放課後等デイサービス事業所 4か所 (整備済)	<ul style="list-style-type: none"> ・国指針では、令和2年度(2020年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保 ・府指針では、本市においては、令和2年度(2020年度)末までに児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所4か所以上確保 ・整備済ではあるが、今後の重症心身障害児数の推移に注視しながら必要数を確保 	児童発達支援事業所 3か所 放課後等デイサービス事業所 5か所 (整備済)

数値目標② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	平成30年度(2018年度)末までに設置	<ul style="list-style-type: none"> ・国指針では、平成30年度(2018年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける ・府指針では、平成30年度(2018年度)末までに、既存の会議の活用も検討し、協議の場を設ける ・関係機関と調整し、児童発達支援センターとの連携を含め、既存の会議を活用するか等を検討 ・平成30年度(2018年度)末までに、協議の場に関係分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置 	設置済

数値目標③ 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
児童発達支援センターの設置	1か所(整備済)	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府指針では、令和2年度(2020年度)末までに、市町村において児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置 ・整備済であるが、地域の中核的な療育施設としての機能・役割の充実を図るため機能再編及び整備を実施 	1か所(整備済)

数値目標④ 保育所等訪問支援の充実

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築(1か所整備済)	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府指針では、令和2年度(2020年度)末までに市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 ・整備済であるが、児童発達支援センターの機能再編と連動して、体制の充実を図る 	体制の構築(1か所整備済)

※令和2年度(2020年度)に2か所整備済

(3) 一般就労への移行支援と工賃向上

今後の施策推進に向けた課題	計画期間中の取組み状況
<p>障害のある人の一般就労への支援</p>	<p>○精神障害者を対象とした一般職非常勤職員の募集を実施し、平成30年度(2018年度)に1名、令和元年度(2019年度)に1名採用するとともに、市での業務経験等を通じて、企業等への就職につながるよう支援しました。また、とよなか障害者就業・生活支援センターと連携しながらキャリアカウンセリングを行いました。</p> <p>○豊中市障害者就労支援連絡会において、様々な研修会の実施を通じてスキル向上を図るとともに、グループワーク等を通じてネットワークを強化し、専門機関との連携を深めました。</p>
<p>企業と連携した定着支援の仕組みづくり</p>	<p>○採用やその後の定着へ向けた企業への支援については、制度の周知、セミナーの開催等を積極的に行うとともに、支援事例を蓄積し、新たな課題への対応力を高めました。</p> <p>○障害者自立支援協議会において就労定着の調査を実施し、課題を抽出、今後の対応を検討しました。</p>
<p>福祉的就労についた障害のある人の工賃向上</p>	<p>○障害者施設等からの物品及び役務の調達を推進することにより、障害者施設等で働く障害者の経済基盤の安定につなげるようにしました。</p> <p>○あっせん販売で商品を購入した市職員へのアンケート結果をまとめ、感想だけではなく商品の改善点も事業所ごとに送付しました。</p> <p>○物品・サービスの販路拡大に向けて課題の抽出・分析を行い、事業者との共有を図りました。</p>

数値目標① 福祉施設から一般就労への移行（国から示された成果目標の項目）

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
<p>年間一般就労移行者数</p>	<p>93人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針では平成28年度(2016年度)実績の1.5倍以上 ・府の指針では平成28年度(2016年度)実績の1.3倍以上 ・府域全体の目標値を市町村で按分した数値の下限以上を目標値とする 	<p>112人</p>

数値目標② 就労移行支援事業の利用者数（国から示された成果目標の項目）

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度 (2019年度) 実績
就労移行支援事業利用者数	174人	・国・府の指針では、平成28年度(2016年度)末利用者(145人)から2割以上増加	180人

**数値目標③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加
(国から示された成果目標の項目)**

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度 (2019年度) 実績
市内の就労移行支援事業所において、就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割以上	・国・府の指針では、令和2年度(2020年度)末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上	7.1割

**数値目標④ 就労定着支援事業による1年後の職場定着率
(国から示された成果目標の項目)**

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度 (2019年度) 実績
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	8割以上	・国・府の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上	9割

**数値目標⑤ 就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額
(府から示された成果目標の項目)**

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度 (2019年度) 実績
工賃の平均額	9,270円	・大阪府独自目標 ・令和2年度(2020年度)の目標については、個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標額の平均値	8,744円

(4) 多様な住まいの確保

今後の施策推進 に向けた課題	計画期間中の取組み状況
<p>多様な住まいの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○豊中市居住支援協議会へ参画し、住まいの確保について提言等を行うと同時に、実際の相談事例を通じて住まいの確保について検討を実施しました。 ○建て貸し方式による障害者グループホーム開設に対する補助制度を新設しました。 ○障害者グループホームの整備を促進するため、国の補助制度の活用にあたりその新規整備を優先するとともに、既存建物活用・建て貸し方式による開設について市独自の補助を行いました。
<p>障害のある人の地域生活についての地域住民の理解促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人のグループホームでの日常生活を紹介する動画を市ホームページで公開するとともに、各種研修等で活用しました。

(5) 障害者施設ネットワークの強化

今後の施策推進に向けた課題	計画期間中の取組み状況
障害者施設ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行調整会議にて課題を抽出し、今後の移行がスムーズに進むよう検討を行いました。 ○各連絡会や基幹相談支援センターが実施する研修会を通じて、支援力を高めました。
重症心身障害のある人への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に不足している医療的ケアのある重症心身障害者支援の充実を図るため、「重度医療的ケア支援スキル啓発事業」を実施するとともに、民間事業所の安定的な運営をバックアップし、事業者のノウハウを活かしたフレキシブルな運営ができるよう、「医療的ケアのある重症心身障害者支援にかかる施設運営補助金」を創設しました。

数値目標① 地域生活支援拠点の整備

項目	前計画の目標	目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
地域生活支援拠点等の整備	1拠点(整備済)	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府の指針では、令和2年度(2020年度)末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備 ・整備済のため、拠点施設をもとに支援を拡充する取組みを実施 	1拠点(整備済)

(6) 地域生活への移行の支援

今後の施策推進に向けた課題	計画期間中の取組み状況
地域移行に向けた相談支援体制の周知と充実	<p>○地域相談支援の利用が進んでいない現状を把握し、原因を分析するとともに、今後の活用が促進されるよう検討を行いました。</p> <p>○地域コーディネーターと行政によるバックアップ体制のあり方について、府内の先行事例について調査を実施し、豊中市における今後の支援のあり方について検討を行いました。</p> <p>○将来的な地域移行を見据え、移動支援の支給決定を柔軟に実施することで、地域で生活することの意識づけを行いました。</p>
地域定着に向けた支援機能の充実	<p>○緊急時における対応について、市域で面的な受け入れを検討する必要性を確認しました。今後も市域の事業所と検討します。</p> <p>○サービスの利用は徐々に増加しているため、引き続き周知を実施します。</p>

数値目標① 地域生活支援拠点の整備（再掲）

項目	前計画の目標	目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
地域生活支援拠点等の整備	1拠点 (整備済)	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府の指針では、令和2年度(2020年度)末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備 ・整備済のため、拠点施設をもとに支援を拡充する取組みを実施 	1拠点 (整備済)

数値目標② 施設入所者の地域生活への移行

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
入所者数	234人	・平成28年度(2016年度)末時点の入所者数(239人)から削減数を引いた数	225人
地域生活への移行者数 (入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数)	30人 $239人 \times 9\% = 22人 + \alpha$ (※22人は基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針では平成28年度(2016年度)末の施設入所者数(239人)の9%以上(平成29年度(2017年度)末までの目標の未達成も加味) ・府の指針では平成28年度(2016年度)末の施設入所者数(239人)の9%以上(平成29年度(2017年度)末までの目標の未達成も加味) 以下の点をふまえ、下限値に8人加算して30人で設定 <ul style="list-style-type: none"> ・「施設入所者等に対する意向調査」(平成28年度(2016年度)大阪府実施)において、地域移行を希望し、かつ職員も移行できるとする者が30名 ・第4期障害福祉計画での未達成分 2名(府試算) 	18人
削減数	5人	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針では平成28年度(2016年度)末の施設入所者数(239人)の2%以上(平成29年度(2017年度)目標の未達成も加味) ・府の指針では平成28年度(2016年度)末の施設入所者数(239人)の2%以上(平成29年度(2017年度)目標の未達成は加味しない) 	9人

数値目標③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	前計画の目標	目標設定の考え方	令和元年度 (2019年度) 実績
圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置 (豊中市は「豊能豊中」圏域) ・ 精神科病院の医師の加入が必須 	設置済
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援協議会の活用を検討 ・ 医療関係者の加入が必須 	令和2年度 (2020年度) 設置予定

③ 市民の意識

(1) 市民アンケート調査の主な結果

本計画策定にあたり、計画の基礎資料とするため、市内の障害のある人の状況やニーズの把握を目的に実施した市民アンケート調査の結果については、次のとおりです。

※調査結果の詳細については、別途公開している「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けたアンケート調査報告書」をご参照ください。

① 調査の概要

- ◆生活やサービス利用の状況、福祉施策に対する意識の変化を探る調査
- ◆18歳以上のサービス利用者、18歳以上のサービス未利用者、18歳未満の障害児、施設入所者、通所支援受給者証を持つ児童を対象とした5つの調査を実施

《調査期間及び方法・対象・回収状況》

令和元年(2019年)8月、郵送により配布・回収(礼状兼催促1回)

対象者	対象人数	有効回収数	有効回収率	本資料における対象者の呼称
①18歳以上の障害福祉サービス利用者(抽出)	1,453人	778人	53.5%	サービス利用者
②18歳以上の障害福祉サービス未利用者(抽出)	994人	539人	54.2%	サービス未利用者
③18歳未満の障害のある市民(抽出)	491人	262人	53.4%	障害児
④施設入所者(全数)	228人	149人	65.4%	施設入所者
⑤通所支援受給者証を持つ児童(③を除く全数)	684人	352人	51.5%	通所児童

② 回答者の属性と介助・支援の状況

- ◆18歳以上の回答者について、主な介助・支援者の高齢化が進んでおり、ダブルケアの状態にある人も見られる。

《回答者の属性》

- ・調査票への回答者は、サービス未利用者の83.9%、サービス利用者の53.5%が本人、通所児童の94.9%、障害児の90.1%、施設入所者の79.1%が本人以外となっています。また、サービス未利用者の64.4%が65歳以上となっています。
- ・介助や支援を必要とする人の割合は、障害児の85.5%、通所児童の73.2%、サービス利用者の72.3%、サービス未利用者の30.6%となっています。

- ・ 介助・支援者の年齢について、サービス未利用者の43.1%、サービス利用者の33.7%が65歳以上と答えています。また、サービス利用者については、介助・支援者が対象者本人以外の介護をしているケースが25.0%となっています。

③ 日中の活動や社会参加の状況と意識

- ◆障害や難病、発達に課題があっても、ライフスタイルに応じた生活ができると感じている人の割合が前回調査より高まっている。
- ◆サービス利用者では通所等で外出する人が最も多くなっている。サービス未利用者については26%が何らかの形で働いている。
- ◆夕方・夜間や休日の過ごし方として、一人で行っても安心してくつろげる場、家族や友人と一緒に過ごせる場が求められている。

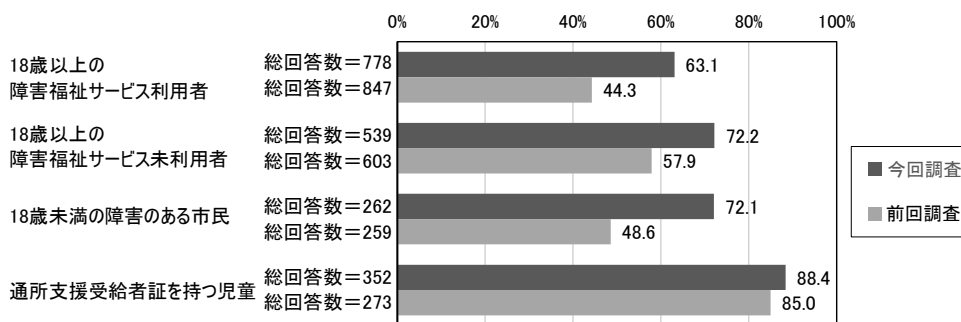
《障害や難病があっても、ライフスタイルに応じた生活ができると感じているか》

- ・ そのように感じている人の割合は、サービス未利用者の72.2%、障害児の72.1%、サービス利用者の63.1%となっており、3年前に実施した前回調査より割合は高くなっています。

《発達に課題があっても、生活ができると感じているか》

- ・ そのように感じている人の割合は、通所児童の88.4%となっています。

障害や難病、発達に課題があっても、ライフスタイルに応じた生活ができていると感じている割合



《昼間の時間の過ごし方》

- ・ サービス利用者では、「就労移行支援で訓練を受けている、もしくは就労継続支援A型・B型で働いている」が34.1%と最も多く、次いで「自宅や入院先の病室で過ごしている」が24.0%となっています。また、サービス未利用者では、「自宅や入院先の病室で過ごしている」が30.6%で最も多くなっています。
- ・ 障害児では、「小学校・中学校に通っている」が45.0%、「障害のある子どものための学校に通っている」が19.8%、「通所施設などに通っている」が16.8%となっています。
- ・ サービス未利用者については、パート・アルバイト等で働く人が11.7%、正規職員が9.6%など、25.8%が何らかの形で働いています。

《夕方・夜間や休日の過ごし方》

- ・18歳以上については家の中で過ごす人がサービス利用者の70.7%、サービス未利用者の62.0%を占めています。
- ・障害児についても家や施設の中で過ごす人が62.2%、放課後等デイサービスなどの通所施設や訓練に通っている人が52.7%となっています。また、通所児童では家や施設の中で過ごす人が69.9%、通所施設や訓練に通っている人が66.2%となっています。

《居場所や活動の場として行ってみたいところ》

- ・18歳以上では、一人で行っても安心してくつろげる場を希望する人が42%以上と最も多くなっています。また、18歳未満では、障害児の58.8%、通所児童の54.3%が家族や友人と一緒に過ごせる場と答えています。

④ 働くことに対する意識

- ◆18～39歳の60%以上が就労意向を示す。
- ◆一般就労への意向が高い。
- ◆障害があっても働くことができる職場の紹介、経営者や職場の障害理解の促進、就労後のフォローが求められている。

《働くことに関する意向》

- ・何らかの形で就労意向を示している人は、サービス利用者の46.9%、サービス未利用者の28.8%で、それぞれ2年前に実施した前回調査より割合が高くなっています。
- ・年齢別には、18～39歳はサービス利用者・サービス未利用者とも60%以上、40～64歳のサービス未利用者も57.9%が就労意向を示しています。
- ・「障害のない人もいる一般の職場で働きたい」という人はサービス利用者の22.4%、サービス未利用者の18.6%とそれぞれ最も多くなっています。また、サービス利用者では「一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間と生産活動をしたい」が17.4%となっています。
- ・過去の調査結果と比べると、サービス利用者のうち「一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間と生産活動をしたい」と答えた人の割合（17.4%）は、前々回調査（23.1%）、前回調査（20.4%）と徐々に低下する傾向にあります。

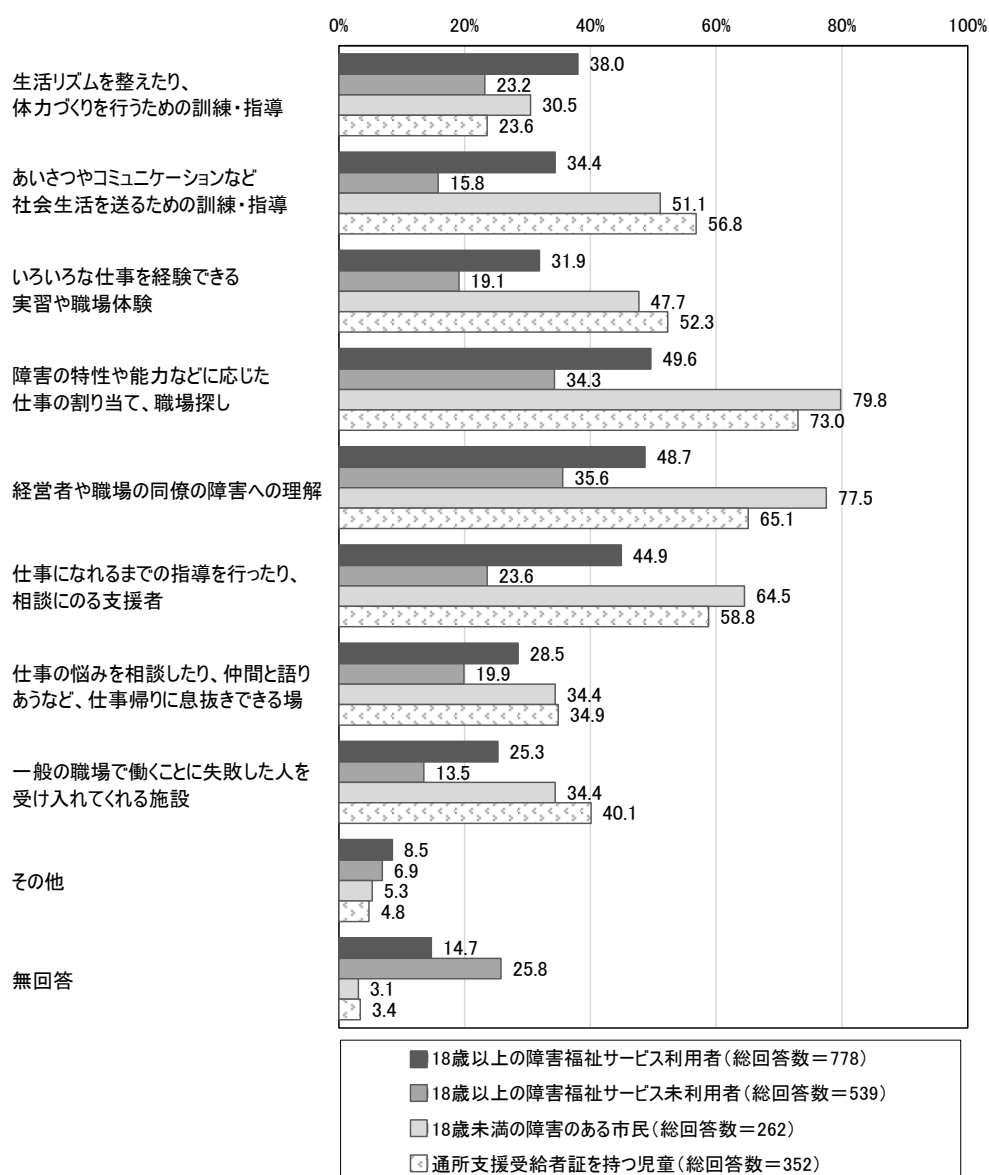
《仕事に就くため、働き続けるために必要な支援》

- ・障害のある人が仕事に就くために必要な支援として、サービス利用者・サービス未利用者とも、「働くことができる職場を探したり、紹介してほしい」が最も多く、次いで「働くことなど今後の進路について相談したり、助言がほし

い」、「働くために必要なことを教えてもらったり、訓練を受けたい」が多くなっています。

- ・障害のある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援として、サービス利用者・サービス未利用者とも、「障害の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し」、「経営者や職場の同僚の障害への理解」が上位にあるとともに、サービス利用者では「仕事になれるまでの指導を行ったり、相談にのる支援者」をあげる人が多く、就労後のフォローが重視されています。

障害のある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援（複数回答）



⑤ 相談の状況と支援の希望

- ◆18歳以上では、自分の障害や病気に関することとともに、家族からの自立や家族がいなくなったときの生活、生活費に関することについて不安に思う人が多い。
- ◆家族や日常的に通う場所以外の人に相談をしている人については、今後も同じ人（機関）に相談したいとの回答が70%以上。
- ◆今後の相談支援体制について、福祉・医療・発達面での専門的な相談支援に対する関心が高い。

《家族・親戚や日ごろ通う場所以外の人への相談状況》

- ・家族や日常的に通う場所以外の人に相談をしている回答者は、通所児童の84.1%、サービス利用者の44.6%、障害児の40.8%、サービス未利用者の24.7%となっています。

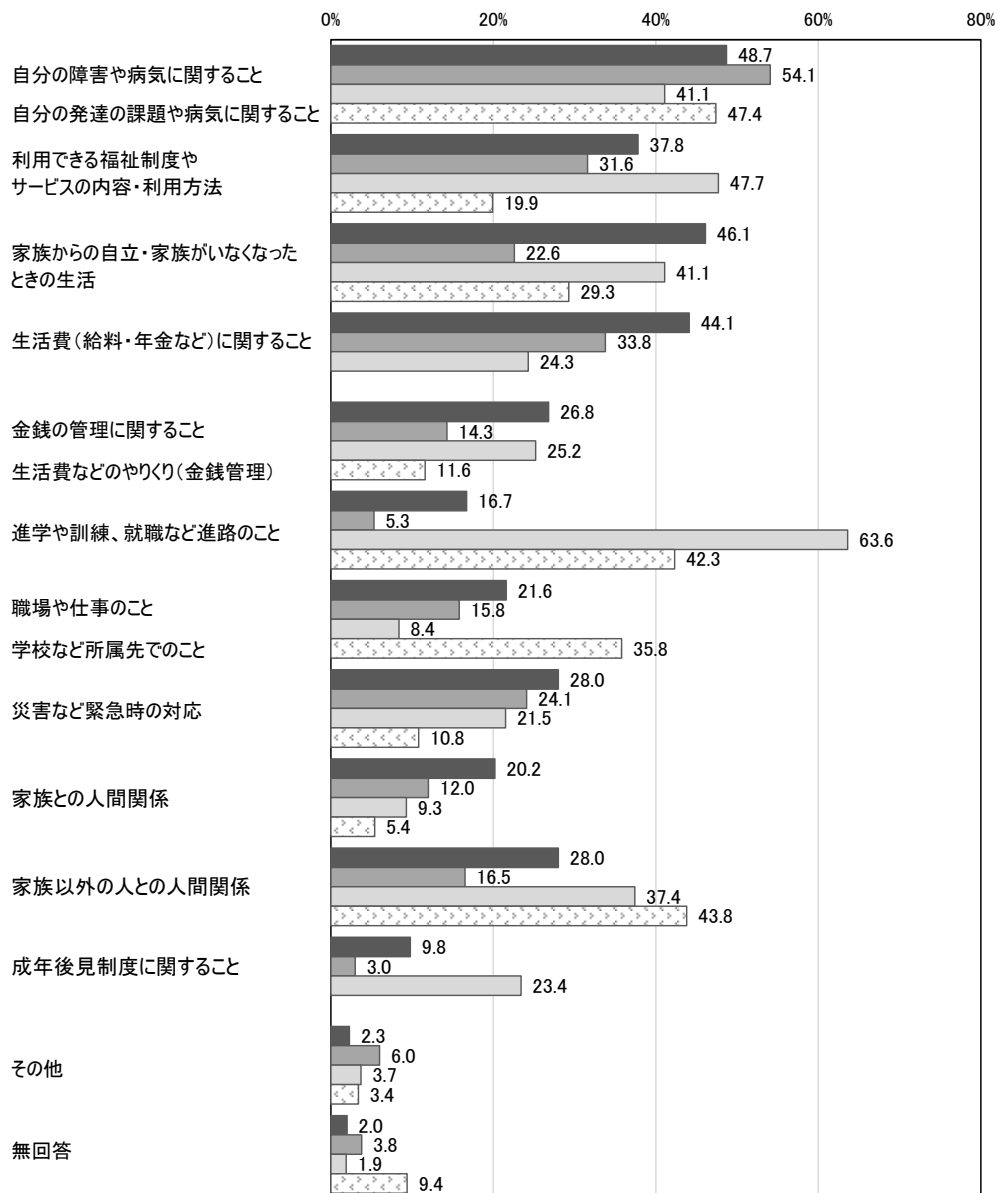
《今、気にかかっていること》

- ・サービス利用者では「自分の障害や病気に関すること」が48.7%と最も多く、次いで「家族からの自立・家族がいなくなったときの生活」が46.1%、「生活費に関すること」が44.1%となっています。サービス未利用者についても「自分の障害や病気に関すること」が54.1%と最も多く、次いで「生活費に関すること」が33.8%、「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法」が31.6%となっています。
- ・障害児では、「進学や訓練、就職など進路のこと」が63.6%、「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法」が47.7%となっています。通所児童では「自分の発達の課題や病気に関すること」が47.4%、「家族以外の人との人間関係」が43.8%、「進学や訓練、就職などの進路のこと」が42.3%となっています。

《今後の相談先について》

- ・家族や日常的に通う場所以外の人に相談をしている人のうち、「今後も同じ人（機関）に相談したいと思った」人は70%以上を占めています。
- ・「別の人に相談したい」、「もう相談したくない」と思った人に理由を尋ねた結果では、「専門的な助言を受けられなかった」、「障害への理解がたりないと感じた」、「困ったことや心配に思うことを理解してもらえなかった」などが多くなっています。

今、気にかかっていること（複数回答）



※「生活費（給料・年金など）に関すること」「成年後見制度に関すること」は通所支援受給者証を持つ児童の選択肢にはなし。

■ 18歳以上の障害福祉サービス利用者(総回答数=347)
 ■ 18歳以上の障害福祉サービス未利用者(総回答数=133)
 ■ 18歳未満の障害のある市民(総回答数=107)
 ■ 通所支援受給者証を持つ児童(総回答数=352)

《相談したことがない理由》

・「どこに相談したらいいかわからない」と答えた人は、サービス利用者の22.4%、サービス未利用者の13.0%、障害児の27.1%となっており、前々回調査、前回調査の結果より割合が低下しています。

《今後の相談支援体制への希望》

- ・「福祉の専門職を配置した相談窓口の整備」が障害児の45.4%、サービス利用者の41.1%とそれぞれ最も多くなっています。また、「障害に関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」は障害児の40.8%、サービス未利用者の37.7%、サービス利用者の36.9%となっています。
- ・通所児童では、「発達に関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談」が72.4%で最も多く、次いで「学校での授業の理解や友人などとの人間関係についての相談体制」が56.5%、「医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」が41.5%となっています。
- ・通所児童に療育や教育に関する相談への希望を尋ねた結果では、「専門的な相談機関を充実してほしい」が59.9%、「具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい」が53.7%、「相談機関の情報を提供してほしい」が48.0%の順となっています。

⑥ 障害福祉サービスの利用状況と意識

◆訪問系サービスや移動支援、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス、補装具等の利用者で何らかの不満を感じている人が多く、内容別には利用したいときに利用できない、回数・時間に制限があるとの回答が多く見られる。

《障害福祉サービスの利用状況》

- ・サービス利用者では、移動支援、相談支援、居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援の順で利用者が多く見られます。
- ・障害児では、放課後等デイサービスが51.9%となるほか、児童発達支援、相談支援、補装具、移動支援の順となっています。また、通所児童では、児童発達支援が57.4%、放課後等デイサービスが45.7%となっています。

《利用サービスの不満の有無と内容》

- ・サービス利用者では、短期入所、移動支援、居宅介護、補装具、入浴サービス事業などで不満が「ある」が「ない」を上回っています。主な不満の内容をみると、短期入所や移動支援で「利用したい日・時間に利用できない」と「利用回数・時間などに制限がある」が上位となっています。
- ・障害児では、補装具、移動支援、児童発達支援、短期入所、放課後等デイサービスなどで不満が「ある」が「ない」を上回っています。主な不満の内容をみると、補装具は「相談や手続きに時間がかかり面倒くさい」と「利用料が高い」、児童発達支援と放課後等デイサービスについては「利用回数・時間などに制限がある」が多く見られます。

- ・通所児童では、放課後等デイサービス、児童発達支援で不満が「ある」が「ない」を上回っています。主な不満の内容をみると、「利用したい日・時間に利用できない」と「利用回数・時間などに制限がある」が多く見られます。

《サービスを利用していない理由》

- ・サービスを利用していない理由として、サービス未利用者では「必要を感じない」が53.1%を占めています。
- ・障害児については無回答が多く、「利用の仕方がわからない」が14.1%、「制度やサービスのことを知らない」が13.7%となっていますが、前々回調査以降、割合は低下する傾向にあります。

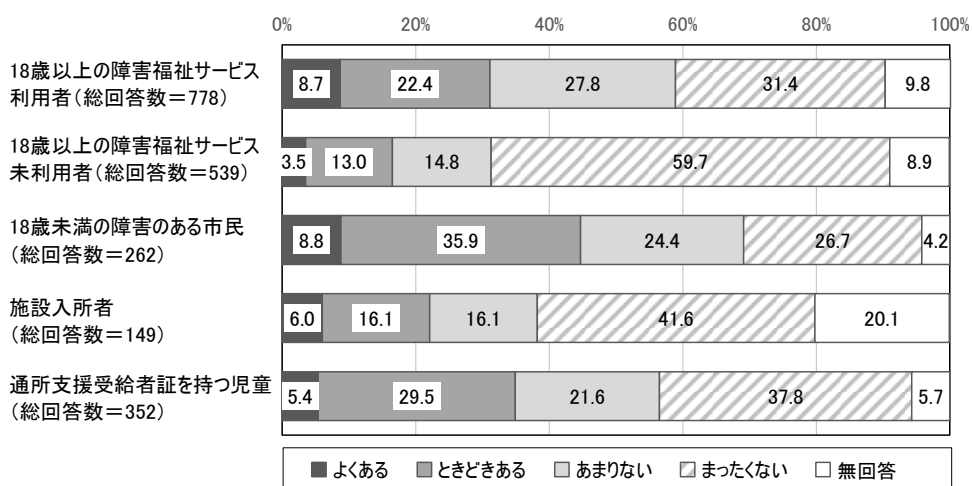
⑦ 障害や難病のある人の人権・理解促進

- ◆障害のために差別を受けた人の割合が障害児で半数近くとなっており、進学時や学校生活で差別を受けたという人が多くを占めている。
- ◆障害者差別解消法について名前も内容も知っている対象者の割合は概ね10%以下にとどまっている。

《ここ3年で障害のために差別を受けた経験》

- ・「よくある」と「ときどきある」を合わせて、障害児の44.7%、通所児童の34.9%、サービス利用者の31.1%、施設入所者の22.1%、サービス未利用者の16.5%となっています。
- ・差別を受けた場面については、18歳以上では「まちを歩いているとき」「公共交通機関を利用するとき」「ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき」が上位を占めています。障害児や通所児童では「進学するときや学校生活において」がとりわけ多くを占めています。

ここ3年で、障害や難病のため差別や嫌な思いをしたこと



《障害者差別解消法の認知状況》

- ・ 障害者差別解消法について名前も内容も知っている人の割合は18歳以上のサービス利用者の8.2%、サービス未利用者の3.7%、障害児の10.3%、施設入所者の7.4%、通所児童の6.8%と、概ね10%以下にとどまっています。

⑧ 将来の暮らし方

- ◆ 自宅で家族等と一緒に暮らしたいという人が多くを占めている。
- ◆ 地域で生活するために経済的な負担の軽減を望む人が最も多く、必要な在宅サービスが適切に利用できること、相談対応等や生活訓練等の充実を望む人も多い。

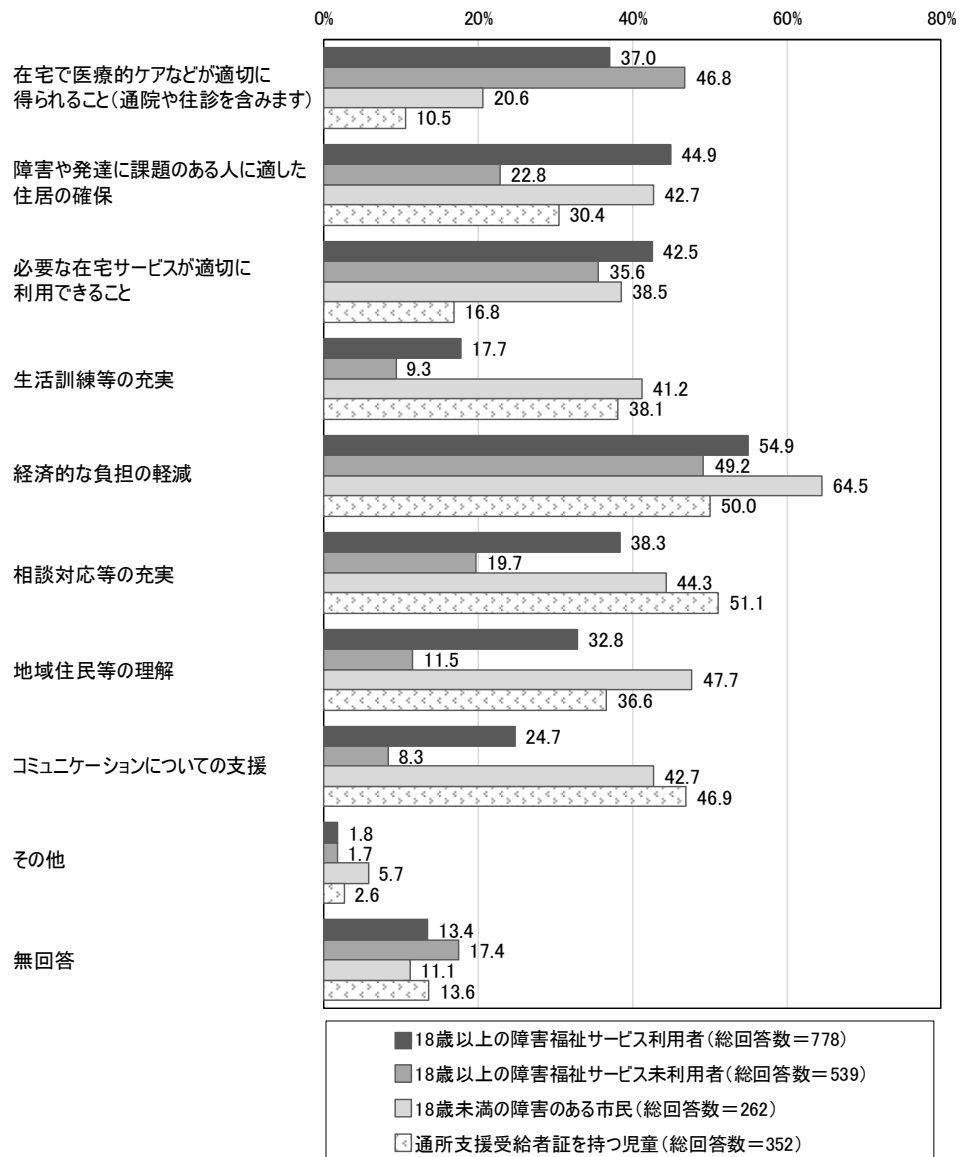
《将来の暮らし方》

- ・ 18歳以上のうちサービス利用者では、自宅で家族などと暮らすという人が30.1%、自宅でひとりで暮らすという人が20.6%、グループホーム等で暮らすという人が14.8%となっています。また、サービス未利用者では自宅で家族などと暮らすという人が40.8%を占めています。
- ・ 障害児では、大人になったらしてみたいこととして、「家族と一緒に暮らすこと」が30.2%、「結婚したり子どもを育てること」が28.2%、「介助や支援を受けながら、自分ひとりで暮らすこと」が25.6%などとなっています。
- ・ 通所児童では、「結婚したり子どもを育てること」が40.6%、「大学などで専門的な勉強をすること」が38.4%となっています。

《将来の希望する生活に必要なとする支援》

- ・ 「経済的な負担の軽減」をあげる人が最も多く、障害児の64.5%、サービス利用者の54.9%、通所児童の50.0%、サービス未利用者の49.2%を占めています。
- ・ 「必要な在宅サービスが適切に利用できること」は、サービス利用者の42.5%、障害児の38.5%、サービス未利用者の35.6%が必要としています。
- ・ 「相談対応等の充実」は、通所児童の51.1%、障害児の44.3%、サービス利用者の38.3%が必要としています。
- ・ 「生活訓練等の充実」は、障害児の41.2%、通所児童の38.1%が必要としています。

地域で生活するために必要とする支援（複数回答）



⑨ 施設入所者の状況と地域生活への移行に関する意識

- ◆施設入所者の81%が知的障害のある人。
- ◆入所年数が10年以上という人が64%。
- ◆地域で生活することに関心を示す人は16%で、入所前に住んでいた地域に住みたいという人が多い。
- ◆地域生活への移行にあたって、健康状態などとともに、安心して暮らせる福祉サービスや医療が受けられるかを不安に感じる人が多い。

《回答者の属性》

- ・施設入所者の80.6%が療育手帳、55.0%が身体障害者手帳を所持しています。
- ・現在の施設での入所年数は10年以上という人が63.7%を占めています。

《地域生活への移行に関する関心》

- ・施設を退所して地域で生活したいという人は16.1%となっていますが、入所5年未満の人では33.3%となっています。また、前々回調査(23.2%)、前回調査(17.5%)の結果と比べると、地域生活への移行に関心を示す人の割合は低下する傾向にあります。
- ・退所したい理由は「地域に家族や知り合いがいる」が66.7%を占めています。
- ・地域で暮らす場所については「施設に入る前に住んでいた地域」が50.0%、「それ以外の豊中市内」が16.7%となっています。

《地域で生活することへの不安》

- ・「住みたい場所で、年を重ねても安心して暮らせるサービスを受けられるか」が30.2%で最も多く、次いで「自分の健康状態や体力、体の動きに不安がある」が29.5%、「住みたい場所で、年を重ねても安心して暮らせる医療を受けられるか」が26.8%などとなっています。
- ・地域生活への不安が解消されたら、すぐに地域で暮らしてみたいか尋ねたところ、「すぐに暮らしてみたい」と答えた人は8.1%ですが、入所5年未満の人では21.2%となっています。

(2) 障害者関係団体に対するヒアリング調査の主な結果

豊中市内で活動する障害者関係団体へ行ったヒアリング調査の結果については、次のとおりです。

① ヒアリング調査について

<p>調査対象</p>	<p>豊中市内で活動する障害者関係団体 10団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊中市身体障害者福祉会 ○豊中市身体不自由児者父母の会 ○豊中市手をつなぐ育成会 ○障害児者を守る豊中連絡協議会 ○ピープルウォーク（自閉症・発達障害等支援の会） ○豊中市発達障害者の家族の会（一歩の会） ○豊中精神障害者当事者会HOTTO ○豊中市精神障害者家族会ゆたか会 ○豊中難病患者連絡会 ○国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議
<p>調査方法</p>	<p>ヒアリング調査票を郵送・電子メール等により配布・回収</p>
<p>調査期間</p>	<p>令和2年(2020年)6月5日～6月24日</p>
<p>調査内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○団体の概要 ○障害のある人の就労機会の拡大と就労定着、様々な社会参加・体験の機会・場づくりなどに向けて課題と思うこと、今後力を入れて取り組むべきだと思う内容 ○だれもが暮らしやすい生活環境づくり、障害のある人に配慮した多様な住まいの確保、地域生活への移行などに向けて課題と思うこと、今後力を入れて取り組むべきだと思う内容 ○障害のある人に関わる相談支援体制、人材の確保について課題と思うこと、今後力を入れて取り組むべきだと思う内容 ○福祉制度・サービスで気にかかっている点、豊中市やサービス事業者に伝えたいこと ○障害のある子どもの発達支援・障害児通所支援について課題と思うこと、今後力を入れて取り組むべきだと思う内容 ○その他、本計画の策定に向けた意見・要望等

② ヒアリング調査を通じて寄せられた主な意見

就労機会の拡大と就労定着、社会参加・体験

- ・ 就労場所、職場体験実習のさらなる増加・拡大
- ・ 就労及びその後の定着に向けた継続的な支援
- ・ 障害の特性に合わせた支援者の専門性の向上
- ・ オンラインを活用した体験の機会の創設、精神的なケアを目的とした居場所づくり

生活環境、住まいの確保、地域生活への移行

- ・ 障害者と地域住民の交流の場
- ・ 支援者の充実
- ・ 医療機関や不動産業者等への障害者差別解消法の啓発
- ・ 一般的な賃貸住宅への入居の配慮やサポート
- ・ 障害特性に配慮した住宅の確保、介護支援や医療支援体制の充実した住宅の整備
- ・ 重度障害者も入居できるグループホームの創設
- ・ 社会的入院者の住居確保
- ・ 地域生活支援拠点の充実
- ・ 24時間365日対応の生活支援を重点とした、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの実施

相談支援体制、人材の確保

- ・ 相談支援事業所の情報開示
- ・ きめ細やかな相談体制の確保、障害・分野ごとの相談支援専門員の配置
- ・ 相談員としての障害当事者の配置
- ・ 相談員の質の向上
- ・ 行政機関内での共通する相談案件の共有
- ・ アウトリーチの強化及び必要な医療やサービス等が受けられる仕組みの推進
- ・ 年齢制限のない、切れめのない相談支援体制
- ・ より身近な相談支援窓口の創設
- ・ 職員（相談員）への報酬の向上、財源の確保

福祉制度・サービス

- ・ 同行援護のガイドヘルパー人数・時間数の増加
- ・ 通院介助の制限撤廃
- ・ サービス内容の点字版の提供
- ・ サービス事業者・グループホーム運営事業者の福祉事業への理解促進、事業認可や監督指導の徹底
- ・ 緊急時の重度障害者の受入れ先の確保
- ・ 軽度の障害や発達障害者への柔軟な対応
- ・ 障害のある当事者に寄り添った福祉制度の充実

障害のある子どもの発達支援・障害児通所支援

○全般

- ・ 教育と福祉のさらなる連携
- ・ 子どもから成人までの切れ目のない支援、継続的なサポート体制

○特に重症心身障害児や医療的ケアを必要とする子どもへの支援

- ・ 医療・福祉・教育分野の全般的なバックアップ
- ・ 拠点施設における医療的ケア児の利用体制の確立
- ・ 家族及び養護者の負担軽減
- ・ 医療的ケアの必要な人が利用できる短期入所の確保

○軽度の発達障害児が青年期を迎え、進学や就労等で直面する課題とその児童・保護者に対する支援

- ・ 進学・就労に関する情報開示、卒業後の進路の拡充、バックアップの促進
- ・ 障害受容が困難な人のための相談支援機関窓口以外（ホームページ等）での情報開示・オンライン相談
- ・ 幼少時の健診及び相談の機会の充実

その他、計画の策定に向けて

- ・ 障害者やその家族への福祉計画の開示、視覚障害者への点字版・音声版での情報提供、市民への周知
- ・ 障害があっても自由に選べて、当たり前にも豊かな暮らしを送ることができるような当事者の生活の質の向上
- ・ 市民等への障害への理解促進、啓発

(3) 豊中市医療的ケア児等実態把握調査の主な結果

医療的ケア[※]が必要な児童や重症心身障害児がどのライフステージにおいても、地域で主体的に生活できる環境整備を進めるため、医療的ケア児等の生活環境をはじめ、支援ニーズや困りごとなどを把握し、今後の施策展開の基礎資料を得ることを目的に、アンケート調査を実施しました。

主な結果については、次のとおりです。

① 調査の概要

調査対象	市内在住の児童のうち、医療的ケアを必要とする児童及び重症心身障害児
調査方法	郵送により配布・回収、『豊中市電子申込システム』による回答も併用
調査期間	令和2年(2020年)8月
回収状況	配布数：119件、有効回答数：57件、有効回答率：47.9%

② 主な調査結果

- ・調査対象とした重症心身障害児のうち、何らかの医療的ケアを必要としている人は47.4%で、内容としては、浣腸、吸引、経管栄養、経鼻・胃ろう・腸ろう管理の順となっています。
- ・家族が抱える負担感や不安感として、「日々の生活は、緊張の連続だと思う」と「睡眠不足が慢性的に続いている」がそれぞれ35.7%となっています。
- ・現在利用しているものも含め、今後利用を希望するサービスは、放課後等デイサービスが83.9%、計画相談支援が76.8%、訪問リハビリが57.1%、移動支援が55.4%、居宅介護と短期入所が各48.2%などとなっています。
- ・災害時の備えとして取り組んでいることは、『避難行動要支援者名簿』への登録が46.4%、「避難場所・避難ルート・避難方法の確認」が41.1%、「医療用具や衛生材料等の備蓄」が39.3%などとなっています。
- ・知りたい情報は、「進学・進路について」が77.2%と最も多く、次いで「利用できる助成制度等の内容や手続きについて」が66.7%、「福祉サービスの種類・内容や手続きについて」が63.2%となっています。
- ・情報収集や相談について望むことは、「支援サービスや相談機関の情報をわかりやすく提供してほしい」が66.7%と最も多く、次いで「困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい」が45.6%、「専門的な相談機関を充実してほしい」が40.4%となっています。

[※]医療的ケアとは：在宅等で日常的に行われているたんの吸引・経管栄養・酸素療法・人工呼吸器使用などの医行為をさす。

4 今後の施策推進に向けた課題

国・大阪府・社会の動向、本市における状況、市民・事業者の意識等から本計画における課題を、国の基本指針において掲げられた成果目標の項目ごとに整理すると、次のような内容が考えられます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 施設入所者数については緩やかな減少傾向にありますが、入所者に対する市民アンケート調査結果では、入所者で地域生活を希望する人の割合が経年的に低下しています。一方で、入所年数が短い人については地域移行の可能性があることがうかがえます。
- 地域生活を希望しない人の理由として、施設外の生活イメージや地域生活への移行の流れがわからないと答える人が多いことから、地域移行の可能性のある人への働きかけをより行うことで、地域移行を促進していく必要があります。
- 地域側の受け皿として、共同生活援助（グループホーム）と短期入所についてサービス提供体制のさらなる充実が必要です。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 前計画における成果目標であった「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」については、障害者自立支援協議会等を活用して対応を図っていますが、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、この協議の場を引き続き設けるとともに、具体的な目標の設定と評価の仕組みづくりに向けて協議を進めていく必要があります。
- また、地域へ移行することに対する当事者の不安感を取り除き、移行への意欲の向上に努めることが必要であるとともに、移行後も安心して長く暮らすために、必要とする支援を行うことが求められます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 地域生活支援拠点については、民設民営により開設済ですが、サービス事業所、相談支援事業所としての事業展開を行うことに加え、地域に開かれた支援拠点として機能の充実を図る必要があります。
- 障害の重度化や8050問題に代表される本人・家族の高齢化、ダブルケア状態に置かれる家庭の増加に伴い、現在家族と暮らす障害のある人の将来的な自立、家族がいなくなったときの生活や生活費についての不安が高まっています。これに伴い、共同生活援助（グループホーム）や短期入所等の利用ニーズが一層拡大すると思われることから、地域生活支援拠点の提供体制の拡充に向けた検討を進める必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 市民アンケート調査結果では、18歳以上の人で一般就労への関心が高まっており、就労系の障害福祉サービス、とよなか障害者就業・生活支援センター、地域就労支援事業等を通じた一般就労への移行も進んでいます。
- 就労定着支援については、職場への定着について一定の効果が確認できたことから、サービス利用を促進していく働きかけが必要です。同時に就職後の生活環境の変化に伴い生じる課題に対応することが、定着率のさらなる向上につながると思われるため、相談支援体制の周知、利用の促進が必要です。
- 従来からの課題である就労継続支援（B型）の工賃向上に向けた一層の取り組みが必要です。
- より多くの障害のある人が働くことができるよう、企業の障害への理解を含めた雇用環境の整備等を促進するとともに、就労後の職場でのサポートや評価、職場とのミスマッチの解消などを図り、就労定着、離職の防止に取り組むことが必要です。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用する児童数が増加しています。また、重症心身障害児や医療的ケア児、強度行動障害や高次脳機能障害のある障害児など、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化や重層的な支援体制の整備が必要です。今後とも利用ニーズを見極めながら、利用における相談体制の整備とサービス提供体制の充実を図る必要があります。また、その際には、子どもの育ちや取り巻く環境、障害特性等に応じて適切な支援につながるよう、サービスの質の確保・向上に資する取り組みを進める必要があります。
- 市民アンケート調査結果では、充実が必要だと思ふ施策として、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」や「小・中学校、高等学校での教育機会の拡充」を求める割合が高くなっています。また、気にかかっていることとして、年齢が上がるにつれて、「進学や就職などの進路のこと」についての意見が多くなっています。保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害児及び保護者が安心して支援を受け続けられる体制を構築する必要があります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

- 障害福祉分野のみならず、介護保険や子育て・子育て支援などの他分野の福祉制度とも連携し、生涯を通じた切れ目のない支援が必要です。また、関係機関等と協力しながら、複合的な課題を抱える世帯の多様なニーズに応えるための体制づくりが求められています。
- 市民アンケート調査結果では「家族からの自立・家族がいなくなったときの生活」について気にかかっている障害福祉サービス利用者が多いことに加え、「福祉・医療・発達面での専門的な相談支援体制」の充実を望む人が多く見られます。これらのことから、障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、身近なところで、必要な時にいつでも相談でき、適切な支援を受けられる体制の充実が引き続き求められています。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 市民アンケート調査結果では、市や事業者等に対して「困ったことや心配と思うことを理解してもらえなかった」、「専門的な助言を受けられなかった」等の意見がありました。市職員は引き続きさらなる障害福祉サービス等の知識の向上に努め、スキルアップを図り、より当事者に寄り添った支援等を行うことが求められています。
- 国の基本指針では、障害福祉サービス等事業者の報酬請求に係る過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切なサービス利用を図ることとされています。本市でも毎月一定数の過誤等が起こっている実情があることから、大阪府国民健康保険団体連合会から配信される給付実績等の情報を活用し、不適正な給付がないかを検証するとともに、計画的な実地指導等を行うことにより適正な運営を行っている事業所を確保することが必要です。
- 異分野から事業者の参入が多いサービスについては、障害特性に依じて的確なサービス提供がなされるよう、サービスの質の確保・向上に資する取組みを進める必要があります。先述の市職員の対応等の向上とともに、事業者等のサービスの質も向上することで、市全体として適正な障害福祉サービス等の提供に努めることが必要です。
- 障害児通所支援においては、専門的で質の高い療育の体制を希望する人が多く、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要です。そのためには、研修の機会を確保するとともに、支援者同士の交流等を通じて知識・技術の習得意欲を喚起する取組みが必要です。
- 障害児通所支援は子どもへの直接的な支援だけでなく、保護者支援を通じて障害のある子どもを育てることを社会的に支援する側面があります。具体的には、子育ての悩み等に対する相談を行うことやペアレント・トレーニング等を活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること等を通じて、保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも子どもの発達に好ましい影響を及ぼすと期待されており、障害児通所支援事業所の保護者支援・家族支援の取組みを進める必要があります。